

公 募 公 告

下記のとおり公募に付する。

記

1 公募に付する事項

- (1) 件 名 清涼飲料水自動販売機の設置及び管理（東京国税局業務センター大手町分室）
- (2) 営業場所 東京国税局業務センター大手町分室の指定する場所
- (3) 募集業者数 1 業者

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 東京国税局所管の契約担当官、支出負担行為担当官及び財務省共済組合東京国税局支部長と契約実績のある者については、過去5年間において、契約条項違反又は重大なる過失若しくは不正等により契約履行に支障を来したことがなく、各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる等、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) 関東・甲信越地域の競争参加資格を有している業者のうち、資格の種類が令和4、5、6年度の財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「役務の提供等」において、「A」又は「B」等級に格付けされている者であること。

3 公募実施要領等の交付

- (1) 期 間 令和6年5月10日（金）午前8時30分から令和6年5月24日（金）午後5時
ただし、行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日を除く。
- (2) 場 所 東京都中央区築地5丁目3番1号
東京国税局 総務部 厚生課 厚生係（2階210号室）

4 公募参加届出書等の受付

- (1) 期 限 令和6年6月3日（月） 午後5時
ただし、行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日を除く。
- (2) 場 所 東京都中央区築地5丁目3番1号
東京国税局 総務部 厚生課 厚生係（2階210号室）

5 契約書作成の要否 作成を要する。

6 照会先

東京都中央区築地5丁目3番1号 東京国税局 総務部 厚生課 厚生係
電話 03(3542)2111 内線2313（担当者 安）

7 申込書の無効

本公告に示した資格のない者の提出した申込書は無効とする。

以上公告する。

令和6年5月10日

東京都中央区築地5丁目3番1号

契約担当官 東京国税局 総務部次長 森本 健夫